

議第9号

令和7年度滋賀県産業用地開発事業特別会計予算

令和7年度滋賀県の産業用地開発事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ260,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 繰入金		千円 62,854
	1 一般会計繰入金	62,854
2 諸収入		65,746
	1 受託事業収入	65,746
3 県債		131,400
	1 県債	131,400
歳入合計		260,000
歳出		
款	項	金額
1 商工観光労働費		千円 259,927
	1 産業用地開発事業費	259,927
2 公債費		73
	1 公債費	73
歳出合計		260,000

第 2 表 地 方 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
産 業 用 地 開 発 事 業 費	千円 131,400	普通貸借または証券発行	% 5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入日の翌日から5年以内据え置き、30年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
計	131,400			